

京丹後市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成22年度実施した監査の結果を、次のとおり公表します。

平成22年7月16日

京丹後市監査委員 東 幹 夫

京丹後市監査委員 岡 田 修

1 監査の種類 財政援助団体監査（地方自治法第199条第7項の規定による監査）

2 監査の対象及び範囲

社会福祉法人 みねやま福祉会

平成21年度における次の財政援助に係る出納その他の事務

① 保育所保育事業補助金	4,842,840 円
② 民間保育所感染症対策緊急整備事業費補助金	250,000 円
③ 児童デイサービス利用支援事業費補助金（さつき園）	289,000 円
④ 児童デイサービス利用支援事業費補助金（すずらん）	8,670 円
⑤ 児童デイサービス事業所感染症対策緊急整備事業費補助金	209,350 円
⑥ 通所サービス利用促進事業（短期入所分）助成金	14,880 円
⑦ 障害児通園デイサービス事業補助金	5,715,795 円
⑧ 障害者短期入所利用支援事業費補助金	33,700 円
⑨ 敬老会事業費補助金（はごろも苑）	94,500 円
⑩ 敬老会事業費補助金（弥栄はごろも苑）	108,000 円
⑪ 介護保険住宅改修理由書作成補助金	2,000 円
⑫ 社会福祉法人等利用者負担軽減助成金	2,822,155 円
⑬ 高齢者福祉施設整備助成事業補助金 （特別養護老人ホームはごろも苑建設資金借入金償還補助）	10,000,000 円
⑭ 高齢者福祉施設整備助成事業補助金 （特別養護老人ホーム弥栄はごろも苑建設資金借入金償還補助）	4,667,524 円
⑮ 地域密着型サービス施設改修事業補助金（グループホーム）	4,593,000 円

⑯ 地域密着型サービス施設整備事業補助金  
(小規模多機能型居宅介護施設：さかいの家新設) 26,250,000円

⑰ 地域密着型サービス施設整備事業補助金  
(小規模多機能型居宅介護施設：さかいの家開設準備) 3,000,000円

【所管課：市民部子ども未来課（①・②）、健康長寿福祉部障害者福祉課（③～⑧）  
健康長寿福祉部長寿福祉課（⑨～⑰）】

### 3 監査の期間

平成22年6月4日から平成22年7月15日まで

(監査実施日：平成22年6月23日)

### 4 監査の方法

財政援助に係る監査対象団体の出納その他の事務が、補助金等の趣旨や目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか、また、補助金等交付に関連して、所管課の団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め審査するとともに、所管課同席のもと、団体の役員及び職員より説明を受け、関係書類及び帳票を確認した。

### 5 監査の結果

#### (1) 団体の概要

昭和25年11月、創設者櫛田一郎氏が、児童福祉法による乳児院として京都府より認可を受け、峰山町内に峰山乳児院を開設したのが始まりである。

その後、平成4年12月に法人名を現在の名称にし、特別養護老人ホーム「はごろも苑」、障害児通園施設「さつき園」等の施設を開設するなど、徐々に事業を拡大していき、現在に至っている。

より質の高い福祉サービスの提供、地域の人々のこころ豊かで安心・安全な暮らしへの貢献、誇りと夢を持ち福祉の仕事に邁進できるよう職員の幸福追求を理念に掲げ、各種の福祉サービス事業を行っている。

役員構成は、理事長1名を筆頭に理事7名、監事2名となっており、職員数は321名である。(平成22年4月現在)

<みねやま福祉会が運営する施設>

児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 峰山乳児院（京丹後市峰山町）</li> <li>・ 峰山乳児院付設幼児寮（京丹後市峰山町）</li> <li>・ ゆうかり乳児保育所（京丹後市峰山町）</li> <li>・ 吉津保育園（宮津市）</li> </ul>
障害福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児通園施設さつき園（京丹後市峰山町）</li> <li>・ 宮津与謝障害児通園施設すずらん（宮津市）</li> <li>・ 障害者地域生活支援センターもみの木（京丹後市峰山町）</li> </ul>
老人福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合老人福祉施設はごろも苑（京丹後市峰山町）</li> <li>・ 総合老人福祉施設弥栄はごろも苑（京丹後市弥栄町）</li> <li>・ グループホームもみじ（京丹後市峰山町）</li> <li>・ グループホームかえで（京丹後市弥栄町）</li> <li>・ はごろも苑ないきの家（京丹後市峰山町）</li> <li>・ はごろも苑さかいの家（京丹後市峰山町）</li> </ul>

(2) 補助金対象事業の概要

	補助金名	補助金対象事業の概要
①	保育所保育事業補助金	乳児保育促進事業、延長保育促進事業及び福祉施設人材確保・サービス向上事業を実施する。
②	民間保育所感染症対策緊急整備事業費補助金	新型インフルエンザ等の感染症対策のため、空気清浄機等を整備し、重症化するリスクが高い幼児を預かる保育所における安心・安全な子育て環境を整備する。
③ ④	児童デイサービス利用支援事業費補助金（さつき園、すずらん）	発達の遅れ等を抱える幼児、低学年児童の早期発見、早期療育の必要性に鑑み、外来の方法により障害児の保護者等に各種の相談や指導を行う。
⑤	児童デイサービス事業所感染症対策緊急整備事業費補助金	新型インフルエンザの予防のため、加湿空気清浄機等を整備し、通園者や来園者の感染を予防する。
⑥	通所サービス利用促進事業（短期	短期入所事業を行う事業所として所有する

	入所分) 助成金	車両で、利用者の居宅と短期入所事業所の送迎を行う。
⑦	障害児通園デイサービス事業補助金	発達の遅れ等を抱える幼児、低学年児童の早期発見、早期療育の必要性に鑑み、外来の方法により、障害児の保護者等に各種の相談や指導を行う。
⑧	障害者短期入所利用支援事業費補助金	障害者及び障害児を対象に短期入所を行う。
⑨ ⑩	敬老会事業費補助金 (はごろも苑、弥栄はごろも苑)	入苑者を対象に敬老会を行う。
⑪	介護保険住宅改修理由書作成補助金	介護保険法の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が、支給の申請に係る理由書を作成する。
⑫	社会福祉法人等利用者負担軽減助成金	介護保険サービスの利用について、低所得者に対して利用者負担の軽減を行う。
⑬ ⑭	高齢者福祉施設整備助成事業補助金 (はごろも苑、弥栄はごろも苑)	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう行った拠点施設の整備に係る借入金を返済する。
⑮	地域密着型サービス施設改修事業補助金 (グループホーム)	認知症高齢者グループホーム等の防火安全対策について消防法施行令の一部が改正されたことに伴い、小規模福祉施設のスプリンクラー設備を整備する。
⑯	地域密着型サービス施設整備事業補助金 (さかいの家新設)	地域における適切な介護サービスの提供を目的として、地域密着型サービスの拠点を整備する。
⑰	地域密着型サービス施設整備事業補助金 (さかいの家開設準備)	高齢者が居宅において自立した生活を営むことが出来るよう、施設開設に伴う備品を購入する。

### (3) 意見

監査の結果、事業は目的に沿って適切に執行されているものと認められた。また、経理事務についても概ね適正に処理されているものと認められたが、次のような事項が見受けられた。

- ア 実績報告書に添付の収支決算書において、合計と内訳の不一致のものがあった。
- イ 実績報告書に添付の収支積算書について、見込書として提出しているにも関わらず、確定後の収支積算書が提出されていないものがあった。
- ウ 同一人であるべきところを、受給者名簿と実績記録票で受給者番号が相違しているものがあった。
- エ 提出書類において、年度や月分、合計人数、年月日が正しく記載されていないものがあった。(収支精算書、交付申請書、理由書、検査調書等)

なお、団体の監査に先立ち、事前に説明を聴取した所管課においては、次のような事項が見受けられたので留意されたい。

ア 子ども未来課

補助対象経費である水道光熱費等の積算根拠を把握していなかった。

イ 障害者福祉課

補助金等交付確定通知後に団体から事業実績報告書の再提出があったことを受け、再度の補助金等交付確定通知書を送付する際に、その書面に「前の通知書を破棄し、この通知書に差し替える」と記載しているが、これは適正な事務処理ではなかった。

ウ 長寿福祉課

団体への補助金内示通知における通知年月日や交付決定通知書における交付申請日、交付確定通知書における決定年月日等が、正しく記載されていないものがあった。

エ 所管課共通

団体から提出された書類の審査、補正指導の出来ていないものがあった。

福祉サービスの提供者として、多くの事業を通じ、乳幼児の健全な育成や人々の幸福、そして豊かな地域社会づくりに幅広く貢献されている。

今後とも、掲げられている理念のもとで、社会福祉法人としての大きな使命を達成されるよう真に期待するものである。